

## 1. 地域における生活支援の強化、生活困窮者の課題への対応

社会的孤立や経済的困窮、ひきこもりなど多様で深刻な問題が増加するなか、高齢者、障害者、子ども、そしてあらゆる年代層の生活問題について、対応・支援する仕組みを構築していくことが求められており、国においても生活困窮者自立支援法の制定が検討されている。

大阪府の生活困窮者対策に代表されるように、多様な生活困窮者の課題に対応していくためには、岡山県には広域的・専門的な行政分野や市町村間の調整等の役割が求められており、岡山県で抱えている具体的な課題・問題点の協議を進めていくため、地域福祉を推進する社会福祉法人（社会福祉施設、社会福祉協議会）と保健福祉部課との意見交換の場を設置していただきたい。

## 2. 災害時における福祉分野の活動支援

東日本大震災や近年全国で発生している局地的な集中豪雨災害において、救援活動後の被災住民や要援護者の生活を守り・支える取り組みとして、社会福祉協議会等を中心とした福祉関係の専門職としての活動や災害ボランティア活動が展開されている。

現在、岡山県社会福祉協議会を中心に、災害発生直後より福祉的な支援のできるネットワークづくり並びに平時からの情報共有できる仕組みの構築を進めているところである。

災害発生時において、迅速に要援護者（福祉ニーズを抱えた方）の生活支援体制を整えるためには、詳細な被害情報や被災者情報の収集が必要であることから、岡山県において情報提供の窓口を設置していただくとともに、ネットワークへの参画をお願いしたい。

## 3. 福祉・介護人材の確保（雇用）に向けた中長期的な取り組み強化

福祉・介護人材について、全国における平成 24 年度の介護職員は約 149 万人と推計されており、団塊世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年度には約 237～249 万人の介護職員が必要となる見込みである。

岡山県においても、それぞれの分野ごとに福祉人材確保対策は取り組まれているものの、今後 20 年にわたり、不足する介護人材のニーズ把握や確保・育成の具体的な計画や取り組みには至っていない。

岡山県には、総力をあげて関係するすべての団体と連携・協働した対策会議（プロジェクト）を設置し、中長期的な視点に基づいた取り組み強化を行っていただきたい。

#### 4. 特別養護老人ホームの施設整備

①国において、ユニット型特別養護老人ホームの建物についての設備基準は、耐火建築物と要件を満たす場合は準耐火建築物とすることができると明記されている。

東北大震災の復興や2020年の東京五輪の開催により、建築コストの上昇が現れているなか、安全性の要件を満たす準耐火建築物についても老人福祉施設等整備費補助金の対象としていただきたい。

②団塊の世代の高齢化に伴う個別ケアのニーズや認知症高齢者の増大、昭和50年代に建築された特別養護老人ホームの建て替え時期を迎えることを踏まえ、高齢者の所得状況や県民の多様なニーズに応えるためにも、個室・ユニット型の整備とともに個室型等の施設整備についても、老人福祉施設等整備費補助金の対象としていただきたい。

#### 5. 養護老人ホームの措置控え

養護老人ホームは、様々な事情で地域において生活することが困難となった高齢者の入所措置施設として、その生活を支援し、セーフティネットとしての役割を果たしてきた。

現在、岡山県内の養護老人ホームでは恒常的に定員割れが続き、10%以上の空床がみられる状況である。

措置は市町村が決定しているが、本当に支援の必要な低所得者や生活困窮者に措置決定がされているのか、不適切な措置控え(他施設や他法への誘導)は無いのか、疑問が残る。

岡山県として、生活困窮者に安全安心な暮らしを提供するための対応・取り組み強化を進めていただきたい。

#### 6. 軽費老人ホーム・ケアハウスの施設整備

軽費老人ホームの施設整備については、特定施設入居者生活介護の指定を受ける事が前提となっているが、今日まで担ってきた低所得高齢者や生活困窮者の住まいとしての役割も果たせるよう、前提の見直しをしていただきたい。

軽費老人ホームの老人福祉施設整備費補助金対象は、創設のみになっているが、施設の老朽化に伴う改築についても補助対象としていただきたい。

## 7. 障害分野における利用サービスの取り扱い

障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づき、新しいサービス体系が整備されたが、数年が経過する現在においても、市町村によって利用の取り扱いについて、施設入所支援と自立訓練及び就労移行支援の組合せ利用での勘案事項の捉え方などに差異が生まれている。

また、サービス利用に伴う支給決定プロセスにおいても、サービス利用等計画の対象者の範囲が各市町村間によって異なっており、ミスマッチの防止や新たな相談支援事業所の拡充を妨げにつながっていると思われるため、岡山県として各市町村間と協議を行っていただきたい。

## 8. 障害児の地域生活支援の充実

岡山県健康推進課の推計（2010年）によれば、発達障害児の疑いの発見率は1歳6ヵ月検診で約13%、3歳児検診で約12.8%であり、早期療育・早期治療が必要不可欠であるが、児童発達支援センター・児童発達支援事業所等において、臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士等の専門職を配置しても、基本的には指定基準の配置定数内に限られている。

療育サービスの質の向上には、これら専門職は必要不可欠であり、国において何らかの加算、また、岡山県においても特段の配慮を願いたい。

## 9. 保育士等潜在有資格者の再就業促進

現在の保育現場において、保育士有資格者の確保難から、産休・育休明けの乳児保育の希望に対応できず、職場復帰に支障をきたしている現状が生まれている。

今後も共働き家庭の増加に伴い、年度中途からの乳児保育の希望者の増大が予測されることから、保育士の確保は緊急の課題となっており、早急な潜在的有資格者の掘り起こしや直接就業に結びつくシステムを構築していただきたい。

## 10. 社会的養護施策の充実

児童養護施設等においては、近年、発達障害を抱えた児童の養護が増加している。

子どもたちが安全に、安心して過ごすことのできる環境を整えるためには、職員配置の充実は言うまでもなく、発達・知的障害を抱えた児童に対しての専従職員等の配置加算を国へ要望していただきたい。

## 11. 措置施設における処遇改善

介護保険法、障害者総合支援法に基づく施設は介護職員処遇改善交付金、保育園には今年度より職員処遇改善交付金等が支給され、職員の給与は改善されつつあるが、同じ福祉分野に携わる措置施設には何も助成されず、給与の格差が大きく広がっている。

今後、現状のままだと給与の格差で人材確保が非常に困難となり、入所者支援に支障をきたしかねないため、措置施設（救護施設や社会的養護関係施設）にも介護職員処遇改善交付金等が支給されるよう、国へ要望していただきたい。